

京都市告示第 8 号

次の建築物を、京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により対象建築物として指定します。

平成30年4月2日

京都市長 門川 大作

- 1 京都市市街地景観整備条例第31条第1項の規定により指定された界わい景観建造物
- 2 京都市伝統的建造物群保存地区条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物
- 3 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定により指定された京都府指定有形文化財
- 4 京都府文化財保護条例第52条第3項の規定により暫定的に登録された文化財
- 5 京都市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された京都市指定有形文化財
- 6 京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により指定された重要京町家
- 7 京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度実施要綱第5条第2項の規定により認定された京都を彩る建物や庭園

(都市計画局建築指導部建築指導課)